

東浦町農業振興対策会議設置要綱

東浦町農業振興対策協議会要綱の全部を改正する。

(設置)

第1条 東浦町の農業をとりまく諸情勢に積極的に対応し、農業経営の安定と営農意欲の向上を図り、担い手の育成を推進し、地域農業の振興に寄与するため東浦町農業振興対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 農業振興地域整備計画の変更に関すること
- (2) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に関すること。
- (3) 人・農地プランに関すること。
- (4) 担い手の確保及び育成に関すること。
- (5) 農地の集積及び集約に関すること。
- (6) 遊休農地の解消に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 対策会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、対策会議を所管する課の長が依頼する。

- (1) 東浦町農業委員会委員
- (2) あいち知多農業協同組合の者
- (3) 東浦町土地改良区の者
- (4) 農業者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 対策会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、対策会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 対策会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて対策会議を所管する課の長が招集し、会長が議長となる。

2 対策会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 対策会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月17日から施行する。